

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会規約（以下「規約」という。）第16条の規定に基づき、西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(歳入歳出予算)

第2条 協議会の予算は、規約第14条の規定に基づく西条市、東予市、丹原町及び小松町の負担金並びにその他の収入を歳入とし、協議会の事務に要するすべての経費をもって歳出とする。

2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に、協議会の議決を経なければならない。

3 会長は、前項の規定による協議会の議決があったときは、当該予算の写しを速やかに関係市町の長に送付しなければならない。

4 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(予算の補正)

第3条 会長は、協議会に係る既定の予算に追加その他の変更を加える必要が生じたときは、補正予算を調製し、協議会の議決を経なければならない。

2 前条第3項の規定は、第1項の補正予算について準用する。

(歳入歳出予算の款及び項の区分)

第4条 歳入予算の款及び項の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款及び項の区分は別表第2のとおりとする。

3 当該年度において、臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める以外の項を定めることができる。

(出納及び現金の保管)

第5条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金は、会長が定める銀行その他の金融機関に、これを預け入れなければならない。

(協議会出納員)

第6条 会長は、協議会事務局の職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。

- 2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他の会計事務をつかさどる。
- 3 会長は、その事務の一部を協議会出納員に委任することができる。

(予算の流用及び充用)

第7条 会長は、歳出予算の項間の流用をしたとき、又は予備費の充用をしたときは、直近の協議会の会議に報告しなければならない。

(決算等)

第8条 会長は、毎会計年度終了後2月以内に協議会の決算を調製し、協議会の監査委員の監査に付した後、協議会の会議の認定に付さなければならない。

- 2 会長は、前項の規定により、決算が協議会の認定を経たときは、当該決算の写しを関係市町の長に送付しなければならない。

(収入及び支出の手続き)

第9条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続きは、別に定める様式によりこれを行うものとする。

- 2 協議会の出納員は、次に掲げる帳簿を備え、出納の管理を行うものとする。
 - (1) 予算差引簿
 - (2) その他必要な帳簿

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、協議会の財務に関し必要な事項は、西条市の例により、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成14年7月1日から施行する。
- 2 協議会が設置された年度の予算に関しては、第2条第2項中「年度開始前に」とあるのは「第1回の」と読み替えるものとする。
- 3 協議会の設立当初の会計年度については、第2条第4項の規定にかかわらず、第1項の施行日から平成15年3月31日までとする。

別表第1(第4条関係)

歳入予算の款及び項の区分

款	項	(参考 目の区分)
1 負担金	1 負担金	項の区分名称による。
2 繰越金	1 繰越金	
3 諸収入	1 雑入	

別表第2(第4条関係)

歳出予算の款及び項の区分

款	項	(参考 目の区分)
1 運営費	1 会議費	地方自治法施行規則第15条第2項の規定による節の区分を準用する。
	2 事務費	
2 事業費	1 調査研究費	
3 予備費	1 予備費	

別紙資料 1

財務規程で別に定める事項

番号	条文番号	内 容	事項区分	備 考
1	第 5 条第 2 項	現金預入金融機関	別に定める	別紙資料 2 の と お り
2	第 6 条第 1 項	協議会出納員	会長任命事項	別紙資料 2 の と お り
3	第 9 条第 1 項	収入支出の手続様式	別に定める様式	別紙資料 2 の と お り
4	第 9 条第 2 項第 2 号	その他の出納管理帳簿	詳細未定事項	別紙資料 2 の と お り

別紙資料 2

1. 西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の現金預入金融機関について（第5条第2項関係）

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の現金預入金融機関については、下記の金融機関とする。

記

(株) 伊予銀行 西条支店

以上

2. 会長が命ずる協議会出納員について（第6条第1項関係）

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の出納員には、下記の者に命ずる。

記

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会事務局総務班の班長及びその他の職員

以上

3. 収入及び支出の手続きについて（第9条第1項関係）

収入及び支出の手続き様式については、4市町の例により協議調整し別途様式を事務局で定める。

以上

4. 出納管理を行うその他必要な帳簿について（第9条第2項第2号関係）

出納の管理を行うその他必要な帳簿は、備品台帳、物品借上台帳及び施設借上台帳のほか必要に応じ事務局で定める。